

## 【東京出入国在留管理局における取次申請予約の注意】

東京出入国在留管理局本局（東京出入国在留管理局管内各出張所を除く）では、有効な届出済証明書を所持する行政書士及び弁護士について、毎週2回（火曜日及び木曜日）取次申請予約が実施されています。

この申請取次予約制度は、東京出入国在留管理局との信頼関係に基づいて、審査業務多忙にもかかわらず、長年ご厚意により継続していただいている東京出入国在留管理局独自の制度です。この制度は、全国で一番混雑する東京出入国在留管理局に申請する会員各位の業務が計画的となり、時間の有効活用に資するというメリットがあります。

予約申請申出を処理するのは、民間受託事業者ではなく、審査管理部門の入国審査官です。申請件数が増加する中において、審査管理業務多忙の中、入国審査官複数人体制で会員各位の希望どおりの予約申出の調整に充てられています（予約調整には複数人の入国審査官の人員体制と電話による照会等において、通信費等の官費が多く出捐されています。とくに、予約申請申出書の不備による照会に要する通信費は、「血税」が投入されているとの認識をお持ちください。）。

予約利用者は、1日多い時で、500件以上に及ぶことがあり、それでも希望予約に応じようと調整いただいている事情があります。

予約制度を利用する取次申請が増加する状況の中で残念なことに、会員の中には、予約指定時間の遅刻、予約申請の無断キャンセル、案件の回答を求める文書の添付、担当入国審査官からの照会又は指示に応じず、長々と照会事項に対して異議を唱えることにより担当官を困惑させ、円滑な予約調整に協力しない会員がいます。電話対応において長々と異議を唱える会員の対応は、審査管理部門への電話不通の支障を来す原因にもなっています。

取次申請の予約をキャンセルする場合には、必ず東京出入国在留管理局審査管理部門へその旨を申し出てくださいようお願いいたします。無断キャンセル・遅刻等は絶対にしないでください。

また、当日になって、予約申出をしていない追加申請はできません。

就労系在留資格の諸申請に関するカテゴリーの区分、身分系の諸申請における日系・非日系の区分の記載漏れ等にも注意してください。

高度専門職の在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請では、申請前に就労審査担当部門へのポイント計算審査を経てからの申請になりますので、高度専門職のこれらの申請をする場合には「予約時間前に部門相談予定」欄に記載をして時間に余裕をもって、予約申請の申出をしてください。さらに、申請受理窓口で申請書類を預けたままに長時間離籍した上、補正を指摘される会員も見受けられます。このような行為は、申請受理事務の停滞をまねき、予約時間を厳守しているほかの会員の迷惑になります。申請から受理完了までの間、申請窓口付近で待機願います。

取次申請予約制度を利用される会員各位におかれましては、「弁護士・行政書士からの取次申請予約制について」を熟読し、予約制度運用の趣旨を十分に理解のうえ利用されるようご協力をお願いいたします。

会員各位におかれましては、東京出入国在留管理局で実施されている「弁護士・行政書士」からの取次予約制度が「当然の制度」という認識での利用は厳に慎んでくださるよう重ねてお願いします。